

## 北名古屋市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和2年3月31日

北名古屋市代表監査委員 大野 眞 一

### 定例監査の結果について

#### 1 監査の対象及び実施期間

児童課、弥勒寺保育園及び沖村保育園

対象期間 平成31年4月1日から令和2年1月30日までの所管事務

実施期間 令和2年1月6日から令和2年1月30日まで

#### 2 監査の概要

##### (1) 児童課

各所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として、監査を実施した。

##### (2) 弥勒寺保育園及び沖村保育園

各所管事務のうち、主に消耗品費及び保育材料費の執行並びに備品の管理について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行及び管理が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として、監査を実施した。

#### 3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部においては是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

児童課、弥勒寺保育園及び沖村保育園所管の事務事業の内容及び監査の結果の主なものについては、次のとおりである。

## ＜児童課＞

主な所管事務は、子ども・子育て支援新制度、次世代育成支援、少子化対策、地域子どもの未来応援交付金、保育所、認定こども園、児童センターきらり及び児童館、子ども会、児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター、児童発達支援事業所、児童手当、遺児手当及び児童扶養手当、幼稚園に関する事務である。

### (1) 収入事務について

手当に係る返納金について、個人別台帳の未作成や記入漏れがあるため、接触や返納金の催告をした日付・内容等の記録を残し、債権管理状況を定期的に決裁すること。

### (2) 支出事務について

遺児手当支給事業について、扶養親族の所得確認に係る同意書に日付がなかった。

### (3) 庶務事務について

児童クラブ利用料の減免申請書について、受付印のないものがあった。

### (4) 契約事務について

- ア 防犯カメラデジタル化改修工事について、監督員が任命されていなかった。
- イ 検査調書の作成が必要な備品購入契約について、検査調書を作成していなかった。

## ＜弥勒寺保育園＞

園児数 171 人 クラス数 17 ※ 12月31日現在

職員数 45 人（常勤職員 18 人、非常勤職員 27 人）

保育園運営費 649,700 円 保育園活動費 1,190,000 円

※ 金額は令和元年度予算額 運営費は消耗品費、活動費は保育材料費

### (1) 支出事務について

1 万円を超える長期に使用する物品は、消耗品費ではなく備品として購入し備品登録をすること。

## ＜沖村保育園＞

園児数 106 人 クラス数 10 ※ 12月31日現在

職員数 23 人（常勤職員 10 人、非常勤職員 13 人）

保育園運営費 482,900 円 保育園活動費 803,000 円

※ 金額は令和元年度予算額 運営費は消耗品費、活動費は保育材料費

(1) 支出事務について

ア 1万円を超える長期に使用する物品は、消耗品費ではなく備品として購入し備品登録をすること。

イ 年度末に図書を購入していたため、計画的に購入するよう努めること。

(2) 庶務事務について

原形のまま比較的長期に使用する物品については、園名を記載すること。

**<保育園共通>**

意 見

保育園においては、時間の経過とともに同じ指摘が繰り返されるため、今後は指摘事項をまとめて、年に1回程度の全園周知をしていただきたい。